

■ 渋谷・世田谷情報労基研会報

発行NO. 第29号 発行日 平成27年3月9日

ごあいさつ



渋谷労働基準監督署
署 長

武 藤 一 雄

渋谷・世田谷地区情報産業労働基準研究会会員の皆様には、日頃より労働基準行政の推進に多大なご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

平成27年度における行政の所信の一端を述べさせていただきます。労働者の安全と健康を確保し、労災保険法に基づく迅速適正な救済を図るとともに、労働基準法等に基づく労働条件を確保するという労働基準行政に課せられた役割を果たすため、的確な監督指導等の実施を通じ次のような対策に取り組めます。

第一には労働災害防止対策への一層の取組です。「Self Work 東京」運動による労働災害の防止対策は3年目を迎えます。事務所では段差や備品に置くなどの転倒災害が多く発生しています。4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動による転倒災害防止の啓発、など労働災害防止対策に積極的に取り組んでまいります。

第二は、**過重労働・長時間労働による健康障害**の防止対策です。働き過ぎ防止のための取組強化が喫緊の課題となっています。

法令の遵守、労働時間管理の適正化など労働者の健康を確保するための対策を推進します。また、本年12月から施工される改正労働安全衛生法に基づくストレスチェックの円滑な実施に向けた周知に努めてまいります。さらに、時間外労働の削減、年次有給休暇の取得促進、多様な働き方などによる働きやすい職場づくり「**働き方改革**」に向けた機運の醸成を図ります。

第三は、労働契約法による**無期転換ルールの特例**「専門的知識等を有する有期雇用契約者等に関する特別措置法」の周知と4月からの計画認定制度的な確な施行に努めます。

新年度も関係各機関のご協力をいただきながら、職員一同、全力で労働基準行政の推進に取り組む所存です。引き続き一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

末筆になりましたが、貴会のますますのご発展と会員各社様のご繁栄を祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。



会長会社のご挨拶



(株)システム計画研究所
経営管理本部長

樋田 薫

業界における様々な労働問題について研究を重ねてきた当研究会も本年で32年を迎えています。これも偏に渋谷労働基準監督署様の当研究会に対する適切なご指導と会員各社の変わらないご支援とご協力の賜と厚く御礼申し上げます。

昨今の経済動向は回復基調にあると言われておりますが、まだまだ厳しい景況が続いており、会員各社様也多岐にわたる人事労務管理業務で日々ご苦労されていることと思います。

昨年も当研究会は3回の研究会を開催致しました。まずテレワークをベースにした「働く環境の変革」を取りあげた研究会を開催しました。多様な働き方を実現させるテレワークを技術面からではなく、労務管理面（裁量労働、フレックスタイム、シフト勤務）から如何にスムーズに運用させるかを事例で勉強しました。

次の研究テーマとしては新卒採用です。平

成28年度採用から広報活動、選考開始時期の変更があり、採用活動の見直しが急務となっていました。選考時期の変更に伴うスケジュールの見直し、多様化するインターシップやリクルーター制の復活など幅広い勉強会となりました。

最後は「マイナンバー制度」です。平成28年1月から利用開始の「マイナンバー」について、人事労務担当者対応の研究会を開きました。まず全体像や仕組みの把握から始まり、導入に至るまでの検討事項の整理など実務的な勉強となりました。また渋谷労働基準監督署様には研究会に合わせ、労務管理上での留意点、事例紹介など貴重な情報をお話して頂きました。

本年も当研究会は労働問題を中心に研究会を開催してまいります。役立つ周辺情報もタイムリーに提供していく所存です。引き続き中央情報処理産業労務研究会様とも交流を深め労務管理情報を共有する場としていきます。

今後も渋谷労働基準監督署様の適切なご指導のもと会員各社のご支援ご協力を頂き有意義な研究会を開催していく所存です。

最後になりましたが会員皆様のご健勝を祈念致します。

主任監督官のご挨拶



渋谷労働基準監督署
第四方面 主任監督官

真田 暁

渋谷・世田谷地区情報産業労働基準研究会の皆様には、日頃から労働基準行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

東京労働局では、昨年は①長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止、賃

金不払残業の防止、②若者の「使い捨て」が疑われる企業への取組等経営環境の変化等に対応した法廷労働条件の確保、③労働災害防止対策、化学物質対策による健康障害防止、メンタルヘルス対策の推進による労働者の安全と健康の確保、④最低賃金の周知・履行確保、⑤迅速・適正な労災補償の実施、の5項目を重点課題として取り組んでまいりました。

当署においてもこれらを踏まえ、特に貴会との関わりにおいては、情報産業において問題となる労働時間管理を中心とした講演等を

行いました。

昨今は、新しい労働時間制度の創設の話題や、過労死等防止対策推進法が施行されるなど、労働問題について社会的な関心が高い状況が続いておりますが、どのような労働時間制度となろうとも、働く労働者が生身の人間である以上、今後も適正な労働管理が必要であることに変わりはなく、労働基準関連法に基づく、基本的な労働条件の枠組みの確立、適正が労働時間管理や労働安全衛生管理といった従来からの労働管理の基本が一層重要になってくるものと考えられます。

つきましては、貴会及び会員事業場の皆様

におかれては、今後とも変わらぬ労働基準行政にご理解ご協力を賜り、特に貴会活動を通じて、自主的な労働条件確保改善の推進をお願いいたします。

また、渋谷労働基準監督署といたしましても、貴会が労働時間管理を含めた必要な情報共有の場として機能するように、積極的に貴会の活動に協力させていただき所存でございます。

最後になりましたが、貴会の益々のご発展と会員事業場の皆様のご繁栄ご健勝を祈念いたします。

渋谷労働基準監督署からのお知らせ

ソフトウェア業に対する監督指導結果をみると、全国的には、①労働条件の明示（労基法15条）、②労働時間（同法32条）、③割増賃金（同法37条）、④就業規則（同法89条）、⑤賃金台帳（同法108条）、⑥衛生管理者（安衛法12条）、⑦衛生委員会（同法18条）、⑧健康診断（同法66条）に関する法違反が多い傾向にあります。

平成21年から26年の間に渋谷労働基準監督署管内のソフトウェア業の事業場に対して実施した監督細動の状況は次のとおりでした。

渋谷労働基準監督署における監督指導結果

年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
件数	38件	27件	13件	20件	9件	17件

渋谷労働基準監督署管内における主な法条項別労働基準法違反件数と比率

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
15条 (労働条件明示)	3 6%	1 3%	2 12%	3 14%	3 21%	4 18%
20条 (解雇予告)	1 2%	2 7%	1 6%	2 10%	0 0%	0 0%
24条 (賃金)	17 34%	17 59%	6 35%	7 33%	3 21%	9 41%
32条 (労働時間)	5 10%	2 7%	2 12%	3 14%	1 7%	2 9%
35条 (休日)	0 0%	0 0%	1 6%	0 0%	0 0%	1 5%
37条 (割増賃金)	15 30%	6 21%	2 12%	4 19%	5 36%	3 14%
89条 (就業規則)	6 12%	1 3%	1 6%	2 10%	1 7%	1 5%
108条 (賃金台帳)	3 6%	0 0%	2 12%	0 0%	1 7%	2 9%

渋谷労働基準監督署管内における労働安全衛生法に関する違反件数と比率

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
15から19条	4 40%	2 50%	6 75%	4 80%	2 33%	1 33%
66条 (健康診断)	4 40%	1 25%	2 25%	0 0%	3 50%	0 0%
100条 (各種報告)	2 20%	1 25%	0 0%	1 20%	1 17%	2 67%

全国の傾向と同様に、労働条件明示（労基法15条）、割増賃金（同法37条）に関する法違反の割合が比較的多い状況です。平成26年は特に賃金（労基法15条）に関する法違反が多くみられましたが、これは小規模事業場における個別紛争に関連したものです。

上記法違反の状況からすれば、労働時間の問題もありますが、依然、基本的な労働条件の枠組みの確立に問題があるものと認められますので、以下、労使紛争を未然に防ぐために必要な事項を説明していきます。

①労働契約は 当事者の合意による

労働条件は労働者及び使用者の合意に基づいて成立し、その内容も合意により変更でき、当事者の一方的な意思での締結・変更はできません（労働契約法第3条、第8条）。ただし合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させていた場合は、労働契約の内容はその就業規則に定める内容となります。（労働契約法第7条）

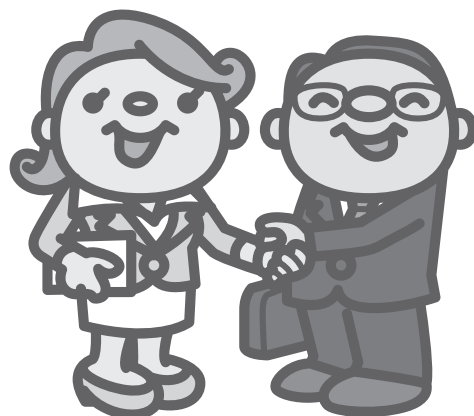


②労働条件は、労働契約締結の際に書面で明示する

労働条件については、労働契約の際に労働者に対し書面で明示したものを交付しなければなりません。（労働基準法第15条）。労働契約は口頭でのみでも成立しますが、このように書面を交付付することによって、特に労働者側において自身の権利義務が明確となり、いわゆる“言った言わない”といった将来の紛争を未然に防ぐ効果が期待できます。

③特別条項付36協定を適切に 運用し、その記録を残す

特に特別条項付36協定の運用については、規定された特別な事情に限り、かつ規定された回数と限度時間までしか延長ができませんし、特別条項に基づく特別延長は、同協定に規定した労使の手続きを行わなければならない、所定の手続きを行わず特別延長をした場合は法違反。昨今は特別延長の運用が違反である旨の相談も増えており、特別延長の運用に関する紛争を未然に防ぐためには特別延長手続き行った時期、理由、労使の手続き等について書面等で明らかにしておく必要があります。



④常時10名以上の労働者を使用 する場合は就業規則を作成する

就業規則は多数の労働者の労働条件や職場規律を画一的かつ合理的に規制するために作成されるもので、10名以上の多人数を使用する場合に法が作成・届出とその内容等を義務付けているものです（労働基準法第89条、90条）。また、就業規則は、正社員・パートアルバイト等全ての労働者に適用されるものを作成しなければなりません。

⑤労働者名簿・賃金台帳を 調整する

労働者名簿や賃金台帳は、事業場ごとに調整しなければなりません（労働基準法第107条、108条）。労働者の所属や身分、労務の提供に対する賃金支払い実績等が明らかになり、将来の紛争を未然に防ぐ効果が期待できますので、同時に保存義務も課せられています（労働基準法第109条）。ソフトウェア業においては、時

間外労働手当、深夜手当、休日手当をまとめたものを定額残業手当として支払う傾向が認められますが、このように定めた場合であっても、定額残業手当は、時間外労働手当、深夜手当、休日手当ごとに、その時間数と共に記入する必要があります。

⑥就業規則・労使協定の内容は 労働者に周知させる

就業規則や労使協定のその内容は労働者に周知させることが義務付けられています（労働基準法第106条）。なお、就業規則については労働者に周知させなければ効力が発生しないとされています。周知方法は、書面を労働者に交付する方法等法令に定められた方法によらなければなりません。このように交付する方法の場合、就業規則に変更があっても、労働者が変更前の就業規則しか持っていないことがあり、これが紛争の原因になることがあるので注意が必要です。



会員会社一覧表（１）

会社名	住所	TEL/FAX
(株)ウェスト	〒108-0074 港区高輪2-15-19 高輪明光ビル8F	TEL.03-6408-6408 FAX.03-6408-6409
(株)NHKメディアテクノロジー	〒150-0047 渋谷区神山町4-14 第3共同ビル3F	TEL.03-3481-7820 FAX.03-3481-7609
(株)ガウス	〒150-0031 渋谷区桜丘町8-9 メイセイビル2F	TEL.03-3780-0541 FAX.03-3780-0545
(株)ギャラクシィ	〒112-0012 文京区大塚5-3-13 小石川アーバンビル	TEL.03-3943-3300 FAX.03-3943-3302
☆ (株)コア	〒154-8552 世田谷区三軒茶屋1-22-3 コアビル	TEL.03-3795-5115 FAX.03-3795-5129
☆ (株)シーイーシー	〒150-0022 渋谷区恵比寿南1-5-5 JR恵比寿ビル8F	TEL.03-5789-2441 FAX.03-5789-2582
(株)シー・エス・イー	〒150-0002 渋谷区渋谷3-3-1 渋谷金王ビル	TEL.03-5469-6022
(株)ジェイアール東日本情報システム	〒151-0053 渋谷区代々木2-2-2 JR東日本本社ビル9F	TEL.03-5309-4071 FAX.03-3378-8317
☆ (株)システム計画研究所	〒150-0031 渋谷区桜丘町2-9 カスヤビル	TEL.03-5489-0211 FAX.03-5489-0215
☆ (株)セントラル情報センター	〒150-0043 渋谷区道玄坂1-16-7	TEL.03-3496-1571 FAX.03-3496-5204
ソニックインフォメーション(株)	〒150-0002 渋谷区渋谷3-28-7 青ビル8F	TEL.03-3406-3701 FAX.03-3400-0688
(株)サンウェル	〒151-0061 渋谷区初台1-47-3 日本生命初台ビル2F	TEL.03-5333-0310 FAX.03-5333-0311
(株)第一コンピューター	〒150-0031 渋谷区桜丘町24-1 橋本ビル8F	TEL.03-3780-0731 FAX.03-3780-1275
(株)第一情報システムズ	〒150-0021 渋谷区恵比寿西1-5-8 DIS恵比寿ビル	TEL.03-3462-8282 FAX.03-3462-8252
中央ソフト開発(株)	〒150-0012 渋谷区広尾1-10-5 テック広尾ビル	TEL.03-3473-4880 FAX.03-3473-4847
(株)TSP	〒150-0043 渋谷区道玄坂1-21-14 渋谷TODビル7F	TEL.03-3477-0711 FAX.03-3770-7050
☆ TDCソフトウェアエンジニアリング(株)	〒151-0053 渋谷区代々木3-22-7 新宿文化クイントビル	TEL.03-6730-8111 FAX.03-3350-8155
☆ 東京システムズ(株)	〒150-0013 渋谷区恵比寿1-18-18 恵比寿東急ビル9F	TEL.03-3446-2531 FAX.03-3446-2823
東洋システム開発(株)	〒105-0001 港区虎ノ門3-6-2 第2秋山ビル3F	TEL.03-3499-4069 FAX.03-3499-5927
☆ (株)ナック情報センター	〒141-0031 品川区西五反田3-12-13 TKKビル3F	TEL.03-3495-4601 FAX.03-3495-4636
☆ 日本情報産業(株)	〒150-0002 渋谷区渋谷3-1-4 日本情報産業ビル	TEL.03-3409-9412 FAX.03-3407-8735
☆ (株)ニッポンダイナミックシステムズ	〒154-0015 世田谷区桜新町2-22-3	TEL.03-3439-2001 FAX.03-3439-4811
☆ (株)日本科学技術研修所	〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷5-10-11	TEL.03-5379-1319 FAX.03-5379-1530
(株)日本経営データ・センター	〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷3-11-8	TEL.03-3402-7501 FAX.03-3402-7682

会員会社一覧表（２）

会社名	住所	TEL/FAX
日本テレマティーク(株)	〒151-0061 渋谷区初台1-34-14 初台TNビル4F	TEL.03-5351-1511 FAX.03-5351-1515
(株)アドバンストラフィックスシステムズ	〒160-0023 新宿区西新宿1-22-2 新宿サンエービル10F	TEL.03-6864-7781 FAX.03-6864-7787
(株)ファーストコンピューター	〒150-0042 渋谷区宇田川町12-3 ニュー渋谷コーポラス505	TEL.03-3464-4407 FAX.03-3464-4418
(株)ユー・エス・イー	〒150-0013 渋谷区恵比寿4-22-10	TEL.03-5449-8511 FAX.03-5449-8542
リンク情報システム(株)	〒150-0042 渋谷区宇田川町3-14 渋谷セントラルビル	TEL.03-3476-0913 FAX.03-3463-3611

☆は幹事会社

2014年度の主な活動内容

項 目	テーマ等	開催月
定期総会	1. 第32回定期総会 2. 特別講演 「どうなる! 今後の日本経済2014」 第一生命経済研究所 首席エコノミスト 鳥峰 義清 氏	3月
研究会	第92回 (1) 労基署からのお知らせ 渋谷労働基準監督署 第四方面主任監督官 真田 暁 氏 (2) 売り上げを高める働き方革命 「どこでもオフィス」で社員の意識変革を ネットワンシステムズ株式会社 業務管理グループ 人事部 シニアエキスパート 下田 秀樹 氏	7月
	第93回研究会 (1) 雇用時に注意すべき事項について 渋谷労働基準監督署 第四方面主任監督官 真田 暁 氏 (2) どう変わる? 2016年卒採用活動 株式会社キャリアマート マネージャ 石井貴善氏	11月
	第94回研究会 (1) 適正な労働時間管理のために 渋谷労働基準監督署 第四方面主任監督官 真田 暁 氏 (2) 「マイナンバー制度」への実務対応セミナー 経営労務研究所 特定社会保険労務士 元木 研二 氏	1月

■ 中央地区情報処理産業労務研究会との交流セミナー

- 7月 「企業における職場復帰支援の現状と課題」ほか
- 10月 「労使トラブル事例から見る就業規則改善のポイント」
- 1月 「海外安全問題の現状と対策」ほか

2015年度 活動予定

項 目	テーマ等	開催月
定期総会	1. 第33回定期総会 2. 特別講演 「元麻薬Gメンの体験談－2～企業としての防衛策～」 元 厚生労働省 関東信越地区麻薬取締官事務所 横浜分室長 麻薬取締役官 元 財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター 指導員、評議員	3月
研究会	1. 第95回研究会 「改正労働安全衛生法 ストレスチェック 企業での対応」(案)	6月
	2. 第96回研究会 「少子高齢化時代における多様性就労の あり方を考える」(案)	9月
	3. 第97回研究会 「マイナンバー法施行【直前】 企業における対応(再確認)」(案)	12月



研究会の様子

ご入会方法

ご入会に関するお問い合わせは事務局まで

TEL : 03-3439-2001

FAX : 03-3439-4811

mail : hitomi@nds-tyo.co.jp

担当：(株)ニッポンダイナミックシステムズ
藤本ひとみ